

# 大分県報

令和元年  
十二月二日  
号外（四六）

（月曜日）

## 目次

### 告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………一

### ○告示

#### 大分県告示第三百二十一号

令和元伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

令和元年十二月二日

大分県知事 広瀬 勝貞

保安林種	単位区域名	許可できる面積の限度（ヘクタール）
水源かん養保安林	山国地区	四七〇・六五
	山国地区	四四〇・七一
	山国地区	三・九七
	山国地区	九五・五七
	山国地区	一四九・二四
	山国地区	五〇六・五五
	山国地区	四八五・七七
	山国地区	二一九・三九
	山国地区	九二八・二九
	山国地区	八五九・五九
	山国地区	四七九・四七
	山国地区	七四五・七七
	山国地区	一七九・九一
	山国地区	二七・五五
	山国地区	二七・一九
	保健保安林	山国地区
山国地区		八〇・四六
山国地区		六・九四
山国地区		九・〇二
山国地区		二四・八〇
山国地区		一・〇六
山国地区		〇・〇八
山国地区		〇・九四
山国地区		三・〇八
山国地区		四一・六一
山国地区		三・五〇
山国地区		三・六六
山国地区		〇・一四
山国地区		〇・〇八
山国地区		〇・一八
防風保安林		山国地区
	山国地区	三二・六九
	山国地区	一〇九・七六
	山国地区	一二五・九〇
	山国地区	一〇六・二一
	山国地区	三五一・九二
	山国地区	二四・四七
	山国地区	五八・一九
	山国地区	二九・〇一
	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・一八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・一八
	土砂崩壊防備保安林	山国地区
山国地区		三二・六九
山国地区		一〇九・七六
山国地区		一二五・九〇
山国地区		一〇六・二一
山国地区		三五一・九二
山国地区		二四・四七
山国地区		五八・一九
山国地区		二九・〇一
山国地区		〇・一四
山国地区		〇・〇八
山国地区		〇・一八
山国地区		〇・〇八
山国地区		〇・一四
山国地区		〇・一八
土砂流出防備保安林		山国地区
	山国地区	三二・六九
	山国地区	一〇九・七六
	山国地区	一二五・九〇
	山国地区	一〇六・二一
	山国地区	三五一・九二
	山国地区	二四・四七
	山国地区	五八・一九
	山国地区	二九・〇一
	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・一八
	山国地区	〇・〇八
	山国地区	〇・一四
	山国地区	〇・一八
	干害防備保安林	山国地区
山国地区		三二・六九
山国地区		一〇九・七六
山国地区		一二五・九〇
山国地区		一〇六・二一
山国地区		三五一・九二
山国地区		二四・四七
山国地区		五八・一九
山国地区		二九・〇一
山国地区		〇・一四
山国地区		〇・〇八
山国地区		〇・一八
山国地区		〇・〇八
山国地区		〇・一四
山国地区		〇・一八

令和元年十二月二日

大分県報号外（告示）